

これまでに寄せられた府民意見について

- ◆総件数 26,313 件(平成23年3月14日～平成24年5月31日)
 - ※反対意見(問合せを含む): 26,201 件、賛成意見: 112 件
 - ・メール、ホームページ問い合わせシステム : 2,781 件
 - ・電話 : 2,945 件
 - ・FAX・郵送 : 310 件
 - ・来庁 : 229 件
 - ・署名・要望書 : 20,048 件

- ◆前回の検討会議以降寄せられた主な新しいご意見 (平成23年12月8日～平成24年5月31日)

放射性物質について	<ul style="list-style-type: none"> ・低レベルのものでも放射性廃棄物として管理すべき ・自然の放射線と人工の放射線の影響に違いがあるのではないかと ・空間線量を測定するだけでは、放射能濃度はわからない
焼却処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・バグフィルターメーカーは放射能は除去できないと言っている ・島田市の焼却試験の物質収支、排ガス分析よりバグフィルターの除去率は60%程度と算出されている ・島田市の試験焼却後により放射性物質が排出した(市内で採取した松葉のうち4カ所で放射性セシウム濃度が上昇した) ・放射性物質は焼却すると100倍に濃縮すると報道されていた ・焼却灰の基準が2,000Bq/kgであれば、濃縮率を考慮して焼却前の災害廃棄物濃度は60Bq/kgとすべきではないかと ・他の廃棄物と混ぜずに1箇所の焼却炉で集中して焼却したほうが汚染が広がらずよいのではないかと ・使用済みのバグフィルターやゼオライトの処分はどのようにするのか
最終処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却せずにそのまま埋め立てたほうがよい ・焼却灰を低レベル放射性廃棄物と同等に管理すべき ・ゼオライトが安全であるという科学的な根拠はない ・セメントで固めても、ゼオライトといっしょに埋め立てても放射線を出し続けるのではないかと ・ゼオライトは塩基交換という性質があるため、海水につけると吸着した物質を排出する作用がある ・ゼオライトは飽和状態になると効果がなくなるのではないかと ・ゼオライトはろ材のため、セシウムを吸着できないのではないかと ・埋立地の跡地利用について制限を追加しないのか ・焼却は手伝ったとしても、焼却灰は東電に返すべき ・セシウムは水溶性のため、海面埋立をすると海を汚染するのではないかと ・セシウムは土壌に吸着される定説があるが、海中に溶出してホットスポットができているということが判明した ・粘土層に埋め立てても時間の経過とともに漏出する ・放射能で汚染された排水の扱いはどのようにするのか
リサイクルについて	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用について、クリアランスレベルでない厳しい基準をつくるべき
受入、復興支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理量が修正されたことを受け、状況に合わせて受入の可否や受入量を再検討、修正すべき ・現地で盛土材料として利用できるのではないかと ・3年後に処理できていなければ受け入れればよい ・災害廃棄物によって復興が妨げられているのであれば、警戒区域内に焼却施設を建設し、処理すればよい ・広域処理には莫大な費用がかかり、国が費用を負担するといっても税金であるため反対
府民への説明について	<ul style="list-style-type: none"> ・慎重派の専門家の意見に対する見解を示してほしい ・埋立地の周囲に汚染がないか、地下水や空間線量率を継続的に測定し公開してほしい ・処理施設や埋立地における環境アセスメントやシミュレーションを行い、結果を公表してほしい ・放射性物質以外についても対応方針を定め、情報発信すべき ・府民向けの分かりやすい資料を作成してほしい
人体への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内は自然放射線量が他府県より高いため、これ以上放射線量を増やすのは危険である ・放射能の影響は個体差があるということも考慮すべき ・内部被ばくについて、専門家も含めた府民向けの説明会を実施すべき
補償について	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理により汚染は関西にまで広がり、西日本の農作物や魚肉は全く売れなくなる ・風評被害や健康被害にどう対応するのか ・補償に関する事項は処理指針に入れないのか ・災害廃棄物の処理に携わる人の被ばく管理・対策はどのようにするのか ・周辺地域の産業(農業、漁業等)への補償はできるのか
安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震や津波の自然災害が生じた場合の対応や対策はどのようにするのか ・放射性物質が大気中に漏出した場合に対処や周知するのか ・運搬時の事故について想定しなければならないのではないかと ・基準を超過したときの罰則規定を定めるべきでないかと ・指針に焼却炉等の解体に関する事項を追加すべき ・バグフィルターの故障等の可能性があるため、焼却中の空間線量は常時監視し、公表すべき ・受け入れた災害廃棄物に汚染が見つかったり、高濃度の焼却灰が発生した場合、どのように対処するのか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者を指針作りのプロセスに参加させていないことは問題ではないかと ・産業廃棄物として処理することは可能なか。可能な場合、府の処理指針の対象外となるのか ・基準がたかさん出しており混乱するため、最も安全な値に統一してほしい

- ◆生産者団体からの要望

<ul style="list-style-type: none"> ○今後、具体的な受入計画を検討するに当たっては、「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」をもととして、府民・産地の安全が担保されるよう厳格なものとする。 ○震災がれき受け入れに対し、多くの府民から安全性を懸念する意見が寄せられている。このことについて、検討会議での委員からの意見を踏まえて、大阪府の責任において、府民に対してわかりやすく説明するなど、農水産物の風評被害が発生しないよう万全の策を講じること
